

国家戦略特区等ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和8年4月23日（木）10時16分～10時48分
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第3共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	安藤 至大	日本大学経済学部教授
委員	澁谷 遊野	東京大学大学院情報学環准教授
委員	安念 潤司	中央大学名誉教授
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士

<自治体等>

植田 隆太	福島県	商工労働部次世代産業課	課長
斎藤 康德	福島県	企画調整部地域振興課	課長
藤田 知宏	浪江町	産業振興課 新エネルギー推進係	係長
渡邊 元気	浪江町	産業振興課 新エネルギー推進係	副主査
上野 修司	北海道	経済部 GX推進局	局長
平田 孝之	北海道	GX推進局 GX推進課	課長
鈴木 健司	北海道	GX推進局 GX推進課	課長補佐
澤井 新	札幌市	経済観光局経済戦略推進部 GX推進室	金融・資産運用特区担当課長

<省庁等>

牟田 徹	経済産業省	大臣官房産業保安・安全グループ高圧ガス保安室	室長
山田 哲也	経済産業省	大臣官房産業保安・安全グループ高圧ガス保安室	室長補佐
笹山 雅史	経済産業省	大臣官房産業保安・安全グループ高圧ガス保安室	室長補佐
田中 政幸	国土交通省	住宅局 市街地建築課	課長
小富士 貴	国土交通省	住宅局 市街地建築課	企画専門官

<事務局>

山崎	翼	内閣府	地方創生推進事務局	次長
小山	和久	内閣府	地方創生推進事務局	審議官
松本	修一	内閣府	地方創生推進事務局	参事官
松平	健輔	内閣府	地方創生推進事務局	参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 圧縮水素の貯蔵量上限の緩和
- 3 閉会

○松本参事官 それでは「国家戦略特区ワーキンググループヒアリング」を開始いたします。

本日の議題は「圧縮水素の貯蔵量上限の緩和」ということで、福島県様、浪江町様、北海道様、札幌市様、経済産業省様、国土交通省様にオンラインにて御出席いただいております。

本日の資料は、福島県様、浪江町様の連名のもの、北海道様、札幌市様の連名のもの、経済産業省様、国土交通省様から御提出いただいております、いずれも公開予定でございます。

また、本日の議事についても公開予定であります。

本日の進め方でございますけれども、まず、資料の説明を福島県様、浪江町様から5分程度、北海道様、札幌市様から5分程度、経済産業省様から3分程度、国土交通省様から3分程度で行っていただきます。その後、委員の方々による質疑に移りたいと思います。

それでは、中川座長、議事進行をお願いいたします。

○中川座長 本日は、福島県、浪江町、北海道、札幌市、経済産業省及び国土交通省の皆様にご参加いただきましてありがとうございます。

圧縮水素の貯蔵量上限の緩和については、これまでワーキンググループを2回開催して進めてきましたが、本日は特例許可の活用の進捗状況、一般化に向けた検討状況について皆様より取組状況等について御説明いただき、意見交換を行うことを予定しております。

それでは、まず初めに、事務局から本提案の概要、経緯について御説明をお願いいたします。

○松平参事官 内閣府地方創生推進事務局参事官の松平でございます。よろしくお願いいたします。

本件につきましては、令和6年の1月から2月にかけて、福島県と浪江町、北海道と札幌市、それぞれから御提案いただいた内容でございます。

今、お話がありましたとおり、これまでワーキンググループヒアリングにおいて2回議論をしております。それに加えまして、調査事業も活用いただいて検討・整理も行ったところございまして、2つ大きな方向性としては、まず、両自治体からの御提案につきましては、建築基準法に基づく特例許可を活用いたしまして、条件、安全基準を具体化しながら進めていきたいと思います。

という方向性が1点目でございます。

それから、2点目としまして、それも踏まえつつということでございますけれども、経済産業省、国土交通省におきまして、制度の一般化に向けた見直しについて検討を進めるということでございました。

本日は、その流れを踏まえまして、1点目として、特例許可の活用について、提案自治体からの進捗状況についての御報告、2点目として、一般化に向けた検討につきましては、国土交通省、経済産業省それぞれから、有識者会議での検討の結果と今後の措置について御報告いただきます。よろしくお願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、次に、福島県、浪江町から御説明をお願いいたします。

○植田課長 それでは、福島県次世代産業課長の植田から、水素貯蔵上限緩和の特例許可取得に向けた現状の検討状況と今後の取組について御説明いたします。

次のスライドを御覧ください。

福島県は、2023年7月の「福島新エネ社会構想実現会議」で策定された「加速化プラン」に基づき、水素社会実現に向けて、「つくる」「はこぶ」「ためる」「つかう」を一体的に取り組んできております。その中で、特区において、水素サプライチェーン構築に向けて水素を「ためる」という観点から、必要な規制合理化に取り組んでおります。

具体的には、「なみえ水素タウン構想」に基づくエリア整備に当たって、用途地域（第一種居住地域）の制限がございますので、こうした制限につきましてオペレーションの不都合が発生する点について、特例許可を受けるために必要な保安基準などを検討するとともに、用途地域内の圧縮水素の貯蔵量上限規制を緩和することで、水素の大規模民生利用のきっかけとすることを目指しております。

次のスライドから浪江町様から御説明をさせていただきます。

○藤田係長 浪江町産業振興課新エネルギー推進係の藤田と申します。

今回の概要につきまして御説明させていただきます。

そもそも背景としまして、浪江町は、復興を機に「なみえ水素タウン構想」というものを掲げまして、水素社会の実現を牽引するようなまちづくりを目指しております。復興事業の一つとしまして、浪江駅周辺整備事業を行っております、周辺に交流施設とか公営住宅といった公共施設が幾つかできるような形となっております。エネルギーの取組としましては、電力の自営線をつなぎまして、各公共施設で電力の融通を行うとともに、エネルギーセンターの整備を合わせて行いまして、その自営線に乗せて水素エネルギーの供給を計画しているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。

こちらがエネルギーセンターの現在の配置図案という形になってございます。

具体的には、周辺にフェンスとかチェーンゲートを設けまして、一般の方、不特定多数の方が入らないような安全対策を設けながら、中心にトレーラーと明記されているのですけれども、こちらのほうで7,000ノルマル立米をマックスとした貯蔵を目指しているところでございます。

こちらのトレーラーのほうに貯蔵庫を設けるのですけれども、こちらに障壁とか防火壁といったようなコンクリートの障壁を整備しまして、安全対策をきちんとしながら貯蔵を目指しているところでございます。

下のほうにあるのが水素の消費機能でございます、燃料電池とかそういったものを設置するような形なのですけれども、ピーク時には1時間当たり 450 ノルマル立米の水素消費量を見込んでおりまして、現行の貯蔵量の上限、350 ノルマル立米では1時間もたないで水素を使い切ってしまうという形で、現在はトレーラーでの貯蔵量規制の緩和を目指しているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。

こちらがスケジュールになるのですけれども、今年度の実施設計を行いながら建築審査会で特例認可を取得するために協議のほうを進めていきたいと思っているところでございます。

我々の予定ではございますが、年度内1月いっぱい建築審査会の許可を取得しまして、27年度、28年度の2か年で建築工事を実施しまして、28年度末の運用開始を目指しているところでございます。

浪江町からは以上となります。福島県様、よろしくをお願いいたします。

○植田課長 最後に、県といたしまして、浪江町様の取組がリーディングケースとなりまして、水素社会実現に向けた取組を全県に普及拡大していくことを期待しております。水素はいまだに価格が高く、イノベーション途上にあるエネルギーです。浪江町様とともにこうした取組を積み上げまして、福島県から効率的な水素の運用方法やサプライチェーン構築の姿をお示しし、全国に先駆けた水素利活用モデルを提示してまいりたいと考えております。

説明は以上になります。御清聴いただきありがとうございました。

○中川座長 ありがとうございます。

次に、北海道札幌市から御説明をお願いいたします。

○上野局長 それでは、北海道のほうから資料に基づいて御説明させていただきます。改めまして、北海道経済部 GX 推進局の上野と申します。

まず、実証事業の概要についてでございます。

北海道及び札幌市におきましては、圧縮水素貯蔵量上限の緩和に向けた実証事業を3か年で実施する考えでございます。まず、令和7年度についてですが、道の委託事業といたしまして、貯蔵施設・設備の設計、事業可能性調査等を実施いたしました。その概要については後ほど御説明させていただきます。

続いて、今年度につきましては、来年度の実証に向けた準備行為といたしまして、関係する現行法令が定める基準と、昨年度の調査事業で行った設計等の整合性の確認などを改めて進めた上で、事業者による投資判断の下、特例許可の取得に向けた札幌市建築部局との事前協議に入っていきたいと考えております。

また、9年度におきましては、必要な手続を実施した上で、特例許可等を得て、現行の貯蔵量規制の上限を超える圧縮水素の貯蔵を行うための施設・設備の整備につなげてまいりたいと考

えております。

なお、昨年度の特区ワーキングにおきましては、特例許可の取得及び施設・設備の整備を8年度に行う想定で御説明してきたところでございますが、事業実施予定者と道及び札幌市で協議を進める中で、事業者側から国におきます規制緩和に向けた御検討をいただいているその進捗状況なども含めまして、事業の実施に向けた投資判断を慎重に行いたいといった御意向が示されたものですから、現時点では、施設・設備の整備につきましては9年度に実施することを想定しているところでございます。

それでは、次に令和7年度調査事業の概要について御説明させていただきます。

本調査事業につきましては、貯蔵施設・設備の設計を主体として事業可能性調査等を行ったところでございます。まず、施設・設備の設計についてですが、受託事業者におきましては、札幌市内の商業地域内に立地しております既に燃料電池を導入済みの商業施設、これをモデル施設として選定いたしました。その上で、ここで建築基準法令等で定められています圧縮水素ガスの貯蔵量上限を超えて水素を貯蔵するための調査及び設計を行ったところでございます。

資料の「現状」に記載してございますが、当該施設におきましては、現在、施設内の貯蔵庫で圧縮水素を貯蔵しておりまして、14.7メガパスカルの圧力で5.6ノルマル立米の水素を貯蔵できる容器を40本、計224ノルマル立米を貯蔵しているところであります。現状、ポンベの交換頻度はおおむね月3回程度ということになっておりまして、1回につき半数の20本を交換し、燃料電池の稼働は週3日、1日当たり5時間にとどまっているといった現状でございます。

一方、今回の設計では、この貯蔵庫を解体、撤去いたしまして、1.8倍程度に拡張して新たに建築することとしております。資料の「変更案」を御覧いただきたいのですが、45メガパスカルの高圧力で40.7ノルマル立米を貯蔵できる高圧容器を36本、合計1,465ノルマル立米の貯蔵が可能となりまして、交換頻度も月2回程度に抑えることができると想定してございます。この貯蔵量で、燃料電池を週5日という営業日で終日稼働、休業日も含めると1日15時間稼働させることが可能となる想定になってございます。

新たな貯蔵庫の建設につきましては、既存貯蔵庫を一旦解体いたしまして、アスファルト舗装の撤去、舗装の下に設置しておりますロードヒーティングと水素配管のトレンチの一部撤去、また、再配置などが必要となりまして、設計費を含めた工事金額は約7600万円を見積もっているところであります。

本調査事業に当たりましては、受託事業者、道及び札幌市の水素担当部局のほか、消防法や高圧ガス保安法、建築基準法を所管する札幌市消防局や建築部局と連携して進めてまいったところではあります。具体的には、札幌市消防局とは、貯蔵量上限を超える貯蔵所等の設計を行うに当たりまして、高圧ガス保安法令の都市型水素スタンドの技術上の基準から準用すべき個別基準の抽出、また、設計への反映の考え方について調整を進めてまいりました。この結果、消防局と事業者間ではおおむね意見の一致を得ていると承知をしております。

札幌市建築部局とは、特例許可に係る必要な手続や期間、審議会での過去事例などを参考に、安全対策の考え方や説明に当たっての示唆をいただいていたところでございます。また、さらに、

経済産業省や国土交通省の御担当者様からも適宜情報の共有をいただき、また、御示唆もいただいたところでございまして、この場を借りて厚く御礼を申し上げる次第であります。

続きまして、資料下段のスケジュールについて御説明させていただきます。

今年度につきましては、先ほども御説明いたしましたとおり、9年度の施設・設備の整備に向けまして、国の規制緩和の実施時期を踏まえながら、これまで検討してきた技術上の基準等につきまして、改めて関係部局と確認、認識合わせを行うなど、事業者を含めた関係機関との所要の調整を進めることとしております。

以上、圧縮水素貯蔵量上限の緩和に向けた実証事業のこれまでの取組と経過等について御報告申し上げます。今後とも関係省庁の皆様をはじめ、委員の皆様のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

私どもからの御説明は以上であります。ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。

次に、経済産業省から御説明をお願いいたします。

○牟田室長 経済産業省高圧ガス保安室長、牟田と申します。

経産省のほうからは、一般化に向けた検討状況について御説明させていただきたいと思っております。

令和7年度につきましては、有識者の委員会を4回開催いたしまして、技術基準の基本的な考え方、技術基準案のほうを作成したところでございます。その基本的な考え方は、資料の右上に書いているところでございます。青い箱と赤い箱の2つございまして、この2つの技術基準を組み合わせて考えたものでございます。

まず左側、青い箱、都市型圧縮水素スタンドに係る技術基準でございます。

こちら、都市型圧縮水素スタンドにつきましては、影響を事業所内にとどめる措置というものを求めてございまして、そうしたことから、現状において、建築基準法による上限規制が適用除外されているという技術基準でございます。このため、この都市型圧縮水素スタンドの技術基準、これを一つの前例といたしまして技術基準の検討を進めたところでございます。

それに加えまして、右側、赤い箱でございます。こちらは、都市型圧縮水素スタンドでは想定されない行為、今回の圧縮水素貯蔵施設では想定されるもののこれまでの水素スタンドでは想定されない行為、例えば、水素スタンドでは車に水素を充填するという行為でございましたが、今回の貯蔵施設では、貯蔵した上で高圧ガスの消費、例えば、水素を燃料電池で使うとかそういったことがございますので、そういうことに着目した技術基準というものをこの赤いところ、検討したところでございます。

そういった設備構成や用途の違い、また、この圧縮水素貯蔵施設の場合、不特定多数の人が事業所内を往来するというのもございますので、そういう、これまでの水素スタンド、都市型圧縮水素スタンドでは想定されないことに対応した技術基準というものを検討したところでございます。

この青い箱と赤い箱の技術基準、これを組み合わせまして、圧縮水素貯蔵施設の技術基準の案

というものを作成したというのが、この令和7年度を取組でございます。

右下に検討のスケジュールを記載させていただいてございまして、令和7年度は、ここにございますとおり4回委員会のほうを開催いたしまして、技術的検討は完了したところでございます。

令和8年度、今年度以降につきましては、今回作成いたしました技術基準案を基としまして、実際の基準の作成等々、詳細なところを進めていくということを考えているところでございます。

経済産業省からは以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

次に、国土交通省から御説明をお願いいたします。

○田中課長 国土交通省市街地建築課長、田中でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、国土交通省の状況について御説明させていただきます。

国土交通省におきましては、昨年8月から本年の3月まで、4回、有識者委員会を開催して検討しております。この検討会には、オブザーバーといたしまして、経済産業省さん、北海道さん、札幌市さん、福島県さん、浪江町さんの御担当の方々にも御参画いただきまして、経産省の有識者委員会の状況を見ながら進めてきたところでございます。

資料の真ん中の段の左の青いところでございますけれども、経産省さんの委員会におきまして、保安基準の考え方として、敷地外に影響を及ぼさない、それから、敷地内の不特定多数の者に対して影響を及ぼさないという考え方で基準を検討されていたということを踏まえまして、安全性につきましては、高压ガス保安法によって確保されると整理をさせていただいたところでございます。

また、右側の箱、緑のところですが、貯蔵施設の立地によって交通あるいは騒音等に対して悪影響があるのではないかということにつきましても、検討の結果、生じないと考えられることを確認しております。

以上によりまして、引き続き経産省さんと連携しながら必要な作業を進めてまいりまして、基準法の上限規制を適用除外するための制度上の措置を講じてまいりたいと思います。

次のページは参考としてつけさせていただいておりますけれども、めくっていただきまして、今回、特区提案のありました計画の内容等につきましても、検討においていろいろ御参考にさせていただいておりますし、また、下の段のほうには、先ほど経産省さんからもお話がありました都市型圧縮水素スタンドの上限規制の適用除外についての表を書かせていただいております。

簡単ではございますが、国土交通省からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

安念先生、お願いします。

○安念委員 どうも皆さん、御説明いただきありがとうございます。元中央大学にありました安念と申します。

関係者の方の大変な御尽力に、私、まず素直に敬意を表したいと思います。

本筋の話ではなくなって申し訳ないのですが、北海道庁さんあるいは札幌市さんに伺うのがいいかと思います。先ほど変更案というものをお示しいただきました。そうしますと、水素ボンベの中の圧とかノルマル立米も、これまでと桁違いでもないけれども数倍になると伺いまして、これは確かにいいなと思うものの、コストのことを考えると、こういう大型にしたボンベというのは、そもそも既製品というものが存在するものなのですか。

それから、これは、外部から搬入・搬出するのだと思うのですが、そういう搬入・搬出を仮に車両で行うのだとすると、そういう車両についても何かいろいろ規制があるのではないかと思います。そういう運搬の手段というのも割に容易に確保できるような性質のものなのでしょうか。全くの素人のお尋ねでお恥ずかしいのですけれども、何か御教示いただければ幸いです。

○上野局長 北海道でございます。御質問、ありがとうございます。

まず、ボンベにつきましては、今、メーカーさんが開発中のものを活用させていただく方向で検討を進めているところでございます。既存のものというのは現在開発中であるというお答えになるかと思えます。

また、そこに充填する車両につきましては、現在運用されている車両で充填可能ということで、ここはもう既にクリアできているかなと考えております。

以上であります。

○安念委員 ありがとうございます。

○中川座長 ほかにいかがでしょうか。

では、堀天子委員、お願いします。

○堀（天）委員 恐れ入ります。

私のほうから、福島県浪江町、それから、北海道札幌市様への確認事項として、提案の実現に向けて順調に進んでいるという認識でよろしいものかどうか、また、何か課題があれば教えていただきたいという御質問でございます。

○植田課長 福島県でございます。

御質問の点ですけれども、基本的には非常に順調に進んでいると認識しております。浪江町様からの補足などあればお願いできればと思います。

○藤田係長 福島県浪江町と申します。

我々のほうでは福島県様のほうで許認可をいただくような形で進めているのですが、1年前の今現在のところだと技術基準がなくて、そういったところで、どういった形で許認可をいただければいいかという、我々も御提案のやり方がなかなか厳しいなと思ったのですが、昨年度、経産省様と国交省様のほうで技術基準の検討をしていただいたということで、それを参考に進めることができるかなと思っております。ですので、現在は順調に進んでいるのかと思っております。ありがとうございます。

○上野局長 それでは、北海道からお答えをさせていただきます。

御質問、ありがとうございます。

順調なのかということのお尋ねでございますけれども、私どもとしては3か年で実施するという全体の進め方の中で、調査事業につきましては、一定程度実績を得られたということ、また、国のほうにおかれましても、今、規制緩和に向けた具体的な検討を進めていただいているところで、事業の実施可能性といったところもしっかり高めていただいているとも考えてございまして、全体として、私どもとしては順調に進めさせていただいていると考えております。

以上であります。

○堀（天）委員 分かりました。

そうすると、何か課題が残っていて、お願いしますということよりは、国土交通省様、経済産業省様に対して、引き続き御協力・御助言をいただきたいというような形で伺っておけばよろしいのかなと思いました。よろしくお願ひしたいと思ひます。特例許可の実現に向けて、事例がたくさん出てくれば出てくるほどいいなと思ひて期待しております。

以上でございます。

○中川座長 それでは、落合委員、お願いします。

○落合座長代理 ありがとうございます。

今の各自治体の御説明で、順調に進んでいるところと思ひますが、経産省様と国交省様のほうに改めて、検討に当たってどの辺りに課題感がありますでしょうか。ここの部分は調整しよう、と思ひられている部分があれば、教えていただきたいと思ひました。

もう一点、政省令等の改正に関して、改めてスケジュール感をお伺ひしたいと思ひました。2点、それぞれ経産省様、国交省様にお伺ひできればと思ひました。

○中川座長 経産省様、お願いします。

○牟田室長 経済産業省でございます。

先ほど御説明させていただきましたとおり、技術基準案そのものは、皆様の御協力もあってこのように進んでございますので、今後、これをしっかりと周知をしていくということが大事だと思ひてございます。

周知といいますのは、自治体の皆様、その自治体の中でも推進部局もありますし、また、自治体の中の規制部局もあるということで、そういった関係者の皆様に周知をしていくということが今後の重要なことかと思ひてございます。

経産省からは以上でございます。

○田中課長 国土交通省でございます。

御質問を2点いただいたと思ひますが、今後に向けてでございますけれども、私どもとしましては、やはり実務が回るような仕組みをつくっていくということが、今後調整していかないといけない課題の一つかなと認識しています。

また、スケジュール感でございますけれども、基本的に建築基準法のほうでは、安全性については高圧ガス保安法のところで確保するという立てつけになるものですから、基準を経産省のほうで策定いただいたら、速やかに措置をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○落合座長代理 どうもありがとうございます。

今のお答えを聞いていて、あと、経産省様のほうにスケジュールというかタイミングのところは明確に必ずしもお答えいただけていないように思いましたので、経産省様のほうに、今後の御予定、スケジュールについてお伺いしたいと思います。

○牟田室長 経産省でございます。

経産省としましても、今回、技術基準案のほうは検討が完了したところでございますので、これを速やかに実際の基準にしていくということで、国交省と連携しながら措置をしていきたいと思っております。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

「速やかに」というのは、直ちに着手していくという理解でよろしかったでしょうか。

○牟田室長 おっしゃるとおり、国交省と連携しながら着手していくというところでございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

○中川座長 ほかに御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、福島県浪江町及び北海道札幌市におかれましては、引き続き御提案いただいた事業の実現に向けて、特例許可の活用を含め着実に取組を進めていただくとともに、経済産業省及び国土交通省におかれましては、引き続き両自治体に対して協力や助言を行っていただくようお願いいたします。

また、一般化に向けた検討については、両省において有識者会議を踏まえた措置の方向性を取りまとめていただいたことが確認できました。水素社会の実現は国策であり、スピード感を持って進めることが必要であるところ、両省におかれては速やかに制度上の措置を講じていただくようお願いいたします。

それでは、「圧縮水素の貯蔵量上限の緩和」についての国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終了いたします。関係者の皆様、ありがとうございました。